平成２８年（フ）第４３３５号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―412号
債務者　月城明翼こと　孫　　明翼
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　裕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６８号
大分市緑が丘２丁目27番40―８号
債務者　**廣**本　俊司
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　秀生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３７号
高知県南国市駅前町２丁目５番18号　宮本ハイツ　406号
債務者　笠間　英介
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平川　雅也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４９号
福岡県久留米市三潴町西牟田4571番地12
債務者　福山　美貴
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７９０号
大阪府富田林市桜ケ丘町２番55―606号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目18番９号
債務者　赤星　保光
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
石川県野々市市二日市町475番地１　マ・メゾン103号
債務者　本間　順子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５８号
京都府相楽郡精華町精華台１丁目37番地２ネオステージけいはんな公園アネシス421号
債務者　岩田　恭子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　拓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８００号
大阪府富田林市若松町西３丁目1447番地19
債務者　圓岡　靖雄
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘高　悠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２６号
堺市西区鳳南町５丁486番地７　ルイシャトレ鳳111号
債務者　原賀　貴志
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１２号
兵庫県尼崎市富松町３丁目30番４号
債務者　小島　嘉男
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１４６号
大阪市西成区岸里東１丁目８番15号　ラビッツコート岸里403号
債務者　馬場　敏彦
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋　　祐香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６０号
名古屋市西区歌里町383番地　マンション豊島503号、従前の住所名古屋市西区大野木３丁目117番地の13
債務者　美代　兼浩
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**袁**　　明玉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６１号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮、従前の住所名古屋市中村区八社２丁目133番地
債務者　村中　安夫
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　拓広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４８号
岩手県一関市関が丘78番地２　市営関が丘アパート６―144
債務者　鈴木麻利子（旧姓金野）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１１１１号
名古屋市港区春田野１丁目403番地　アーバンハイツ305号
債務者　小塩　和広
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１２号
北九州市八幡西区本城東４丁目14番５―201号
債務者　菅原久美子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６１３号
北九州市八幡西区本城東４丁目14番５―201号
債務者　宮田麻衣子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部